

# 東日本大震災・原子力災害伝承館 令和7年度 受付・レジ会計処理業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）は、震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による未曾有の複合災害の記録と記憶を、防災・減災の教訓として伝えていくことを目的とした施設である。

当館の来館者の受付及びレジ会計処理業務を円滑に実施するため、下記委託業務の受託候補者を選定するにあたり、この実施要領に基づき企画提案競技（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

## 2 委託業務の概要

### （1）業務名

東日本大震災・原子力災害伝承館 令和7年度 受付・レジ会計処理業務

### （2）委託業務の内容

別紙「東日本大震災・原子力災害伝承館 令和7年度 受付・レジ会計処理業務仕様書  
(以下「仕様書」という。)」のとおり

### （3）委託期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで

### （4）委託契約額の上限

15,559,069円（取引にかかる消費税及び地方消費税の額を含む）

### （5）その他

業務実施上の条件等は仕様書のとおりとする。

なお、委託業務の実施に関しては、受託者による提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、公益財団法人福島イノベーション・コスト構想推進機構（以下「機構」という。）と協議の上、決定する。

## 3 参加資格等

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件全てを満たす者とする。

- （1）現在並びに当該業務中は、福島県内に事業所、支社等を置き業務を行える業者で、  
機構の求めに応じて速やかに来所し、本業務を的確に遂行できる者であること。
- （2）提案資料の受付期間において、地方自治法施行令（昭和2年政令第16号）第16  
7条の4第1項及び第2項各号に該当しない者であること。
- （3）提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条  
の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）  
第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更正法の規  
定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立  
てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決  
定が確定された者を除く。）であること。
- （4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第  
2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員

をいう。)若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下これらを「暴力団員等」という。)でないこと。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

エ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

#### 4 質問等の受付

(1) 受付期間

令和 7 年 2 月 28 日 (金) 17 時まで (必着)

(2) 提出方法

質問書 (様式第 1 号) により、伝承館宛に電子メールにより送信の上、電話で連絡をすること。

(3) 質疑回答

令和 7 年 3 月 3 日 (月) までに、伝承館ホームページ(<https://www.fipo.or.jp/lore/>)に回答書を掲載する。

#### 5 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 3 月 5 日 (水) 17 時まで (必着)

(2) 提出方法

参加表明書 (様式第 2 号) を伝承館宛に電子メールにより送信の上、電話で連絡をすること。

#### 6 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 3 月 10 日 (月) 17 時まで (必着)

(2) 提出書類

以下の書類を電子データで作成し、下記 15 の書類提出先へ電子メールで提出すること。電子メールの件名は「東日本大震災・原子力災害伝承館 令和 7 年度 受付・レジ会計処理業務 応募書類」とすること。

ア 提案書 (任意様式)

提案書に沿う実施体制であり、業務遂行にあたり、どのような理念・ノウハウを有するか、また委託効果が高まるよう、どのような人材を配置して運用できるか、等について具体的な提案をすること。文章及び写真、グラフ、図等の表示形式は自由とする。

- イ 見積書（任意様式）
- ウ 工程表（任意様式）
- エ 会社概要書（様式第3号又は任意様式）
- オ 類似業務実績書（様式第4号）
- カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第5号）

## 7 提案書等の無効

次の各号の一つ以上に該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

（1）提出者が上記3に定める参加資格等を満たしていない場合。

（2）同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

（3）提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。

（4）虚偽の内容が記載されている場合。

（5）委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合、提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合。

（6）提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

## 8 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

（1）提出された提案書等は返却しない。

（2）提案書等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

（3）提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し、使用することができるものとする。

（4）提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。

ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。

なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

（5）提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 9 業務委託予定者の選定

（1）選定方式

機構が選定する審査委員による書面審査により、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

（2）審査基準及び配点

審査基準及び配点は次のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等		40点
業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	
スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	
業務実績	本委託と類似の業務の受注実績があるか。	
取組意欲	業務に係る十分な知識・経験を持っているか。	
企画提案内容		60点
業務理解	本委託の目的や業務内容を理解しているか。	
企画性	提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。	
独創性	仕様書に記載されている内容以外に、当事業の効果を高める提案が組み込まれているか。	
業務経費	業務経費は適正であるか。	
合計		100点

### (3) 質問

企画提案書を確認し、各審査委員から質問が出た場合は、令和7年3月11日以降に電子メールで通知する。

各参加者からの回答期限は、令和7年3月12日（水）17時とする。

## 10 プロポーザル審査会（書面審査結果集計）

- (1) 日時 令和7年3月14日（金）
- (2) 場所 伝承館 打合せスペース

## 11 審査結果の通知

- (1) 通知予定日 令和7年3月17日（月）
- (2) 審査方法 審査会で決定する。
- (3) 通知方法 参加者全員に対し、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問などは一切認めない。

## 12 業務の契約

審査委員会が選定した最も適した提案書提出者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行いうが、上記7の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を候補者とする。

## 13 スケジュール

公募開始	令和7年2月21日（金）
質問書提出期限	令和7年2月28日（金）
質問回答	令和7年3月 3日（月）
参加表明書提出期限	令和7年3月 5日（水）

提案書提出期限	令和7年3月10日（月）
審査委員から参加者への質問	令和7年3月11日（火）
参加者から審査委員への回答期限	令和7年3月12日（水）
プロポーザル審査会（書面審査）	令和7年3月14日（金）
審査結果通知（予定）	令和7年3月17日（月）
受注候補者打合せ	令和7年3月下旬
契約締結	令和7年4月 1日（火）

#### 14 その他

- (1) 企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- (2) 提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。
- (3) その他、当機構の指示に従うこと。

#### 15 書類提出先・問い合わせ先

〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39番地  
公益財団法人 福島イノベーション・コスト構想推進機構  
東日本大震災・原子力災害伝承館 企画広報課（担当：池田・島田）  
電話：0240-23-4402  
FAX：0240-23-4403  
電子メール：archive@fipo.or.jp